

## 護念淨苑(願乘寺納骨堂) 管理規程

第一条　淨土真宗における納骨の意義を理解の上、この納骨堂を通じ、ご先祖より受け継いだ仏縁に深く感謝し喜ばせていただくことを目的とする。

第二条　この納骨堂は護念淨苑と称し、管理運営は願乘寺がおこなう。

第三条　この納骨堂は彦根市錦町三番二十三号願乘寺会館三階に置く。

第四条　納骨壇を使用できるものは願乘寺の門信徒及び、管理者が特に認めたものとする。

第五条　1、納骨壇の使用をしようとするものは、この規程及び細則の定めるところに従い、管理者の承認を得なければならない。

2、納骨壇を使用しようとするものは、定められた使用誓約書に自署押印しなければならない。

管理者の許可なく改造・修理等を行ってはならない。

第六条　第七条　納骨壇における法要儀式は、本山で定めた法式儀礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式儀礼若しくはそれに類似する行事等は、一切行うことはできない。

第八条　納骨壇は遺骨、遺品、及びこれらに類するものを安置する目的の外に使用することはできない。

第九条　納骨壇の使用の継承については、継承の事由が発生したつど、関係書類（戸籍謄本等）を添え、継承人が継承使用誓約書に自署押印して継承するものとする。

ただし、継承者がない場合には住職が継承する。

第十一条　使用の権利を前条以外の他人に譲渡もしくは転貸してはならない。

第十二条　納骨壇使用者に住所の変更があった場合は、直ちに新住所を管理者に届けなければならない。

1、納骨壇を使用しようとするものは、定められた永代使用冥加金、維持冥加金を納入しなければならない。

2、申し込み当初において、永代使用冥加金と共に永代維持冥加金を納入したものについてはこの限りではない。但し、この納骨堂の維持管理に重大な支障が生じた場合、管理者・使用者協議のうえ、必要な経費を負担しなければならない。

3、本規程による既納の冥加金は、理由のいかんを問わず返還はできない。

第十三条　納骨壇の使用を放棄したいときは、管理者に届け出て、無条件で返還するものとする。

第十四条　1、使用を承認したもの、又はその継承人が、正当な理由もなく、定められた諸規程に違反した場合には、管理者はその旨を伝え、改善なき時は、その使用の承認を取り消すことができる。

きる。

2、明らかな理由も無く、長期に亘って放置された場合は、その使用を取り消すことができる。

第十五条　永代使用冥加金・維持冥加金は、物価変動等により改定することがある。

第十六条　本規程に定めない事項については、細則を定め、永代使用者にこれを、通達するものとする。

附則

1、この規程は平成九年四月一日から施行する。